

だい かい よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかいがいぎろく 第9回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録	
にち じ 日 時	へいせい ねん がつ にち か じ ふん じ ふん 平成27年 9月29日 (火) 10時00分～13時05分
かいさいばしょ 開催場所	しちょうしゃ かい かんけいきかんしつむしつ 市庁舎 5階 関係機関執務室
しゅつ せき しゃ 出席者 (ごじゅうおん 五十音 順)	いしわたいいん いのうえいいん うちまいいいん おおのいいん おおばいいん かんざきいいん さとういいん 石渡委員、井上委員、内嶋委員、大野委員、大羽委員、神崎委員、佐藤委員、 しみずいいん すずきいいん すやまいいいん なかせいいん ならさきいいん はまさきいいん 清水委員、鈴木委員、須山委員、中瀬委員、奈良崎委員、浜崎委員、 まえざわいいん まつしまいいん やまたいいん わだいいん 前沢委員、松島委員、山下委員、和田委員
けつ せき しゃ 欠席者	ながたいいん 永田委員
かいさいけいたい 開催形態	こうかい ぼうちようしゃひとり 公開 (傍聴者 1人)
ぎ だい 議題	1 「市への提言」の案について
ぎ じ 議事	1 かいかい 開会 しゅつせきじようきようほうこく ・出席状況報告 はいふしりようかくにん ・配付資料確認 かいぎとちゆう きゅうけいじかん よてい ・会議途中の休憩時間の予定 ぼうちようしゃ かん ほうこく ・傍聴者に関する報告 2 ぎだい 議題 (1) 「市への提言」の案について いしわたかいちよう ぜんかい ひ つづ し ていげん あん けんとう (石渡会長) それでは、前回に引き続き「市への提言」の案について、検討と かくにん すず じぜん かくいいん よ いけん じむきょく 確認を進めていきたい。事前に各委員から寄せられた意見を事務局でま とめているので、事務局から資料1の説明をお願いしたい。

(事務局) (資料1について説明)

(石渡会長)「市への提言」の案については、この後に確認を行っていくが、

資料1について質問、意見があればお願いしたい。

(大羽委員) 資料を提出させていただいたので、提言の案と絡めて話をしたい。

私が提出した資料は、厚生労働省が出している「医療関係事業者向

けガイドライン」であり、現在、10月10日まで意見募集を行っている案で

ある。厚生労働省は、これ以外に「福祉事業者向けガイドライン」、

「衛生事業者向けガイドライン」、「社会保険労務士の業務を行う事

業者向けガイドライン」と、各事業ごとに詳細な「対応指針」の案を作成

して公開している。対応指針は、厚生労働省だけでなく、例えば、国土

交通省は旅客事業者を対象としたものなど、それぞれ管轄の官庁が

事業分野ごとに事業者向けの案を出しているところである。

それらに比べると、提言の「市内の事業者に取り組んでほしいこと」

の内容は、細かいところは抜きにして、基本的な考え方のみを記載して

いる。私は、提言の案をもっと細かくした方がよいという考え方ではな

く、各事業者は国の「対応指針」を遵守していただきたいという意味のこと

を付け加えたらよいと思う。

対応指針がどのように詳しいのかというと、例えば、本日の資料、厚生

労働省の対応指針の案の10ページの「障害を理由とする不当な差別的

とりあつかい およ ふうりてきはりよ れい
取扱い及び合理的配慮の例」のところで、サービスの提供を拒否するこ
との例として、「医療機関や薬局において、人的体制、設備体制が整っ
ており、対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に
診療・入院・調剤等を拒否すること。なお、緊急の対応が必要とされ
る場面も想定されることに十分留意して判断してください。」とある。
実態として、精神障害者が精神科以外の医療機関に掛かろうとすると、
治療を拒否されるということはしばしばある。それを取り上げてのものと
理解している。また、サービスの提供を制限することの例として、「医療
の提供に際して必要な情報提供を行わないこと」とある。これも、精神
障害者の診断において、診療の計画であるとか、薬の説明であるとか、
医師の説明が不足しているということはしばしばあるので、そのことを
念頭に書かれたものであると考えている。それから、サービスの提供に
際し条件を付すことの例として、「正当な理由なく、保護者や介助者・
支援者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること」とある。これも、
精神障害者はしばしば要求される。更に11ページ。サービスの提供に
あたって、他の者とは異なる取扱いをすることの例として、「本人を無視
して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかけること」、「大人の患者
に対して、幼児の言葉で接すること」、「わずらわしそうな態度や、患者を
傷つけるような言葉をかけること」がある。この検討部会でも、事例の分類

の際に、人格を否定するようなものがあったと思う。

続いて12ページ。合理的配慮と考えられる例のうち、情報提供等についての配慮や工夫の例として、「説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データの提供」、「身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、わかりやすい説明を行うこと」とある。非常に詳細に事例が挙げられており、良い指針であると私は思う。

このような国の対応指針を事業者が理解して、守ってくれたらと思うので、提言に国の対応指針のことを一言加えたらよいと思う。

(石渡会長) それでは、資料2の「市への提言」の案を確認していきたいと思う。まずは4ページから6ページ、「検討の経過」についてである。事務局から補足説明をお願いしたい。

(事務局) (前回からの主な修正点等を説明)

(石渡会長) それでは、「検討の経過」について、意見のある方はお願いしたい。

(特になし)

(石渡会長) 続いて、7ページから13ページ、「市が取り組むべきこと」の取組

①から⑤までに進みたい。取組⑥については会議の後半で議論する。

事務局から補足説明をお願いしたい。

(事務局) (前回からの主な修正点等を説明)

いしわたかいちょう (石渡会長) それでは、意見のある方はお願いしたい。

わだ いいん せいしんしょうがい ひと もうちょう けーす げ か
(和田委員) 精神障害のある人が盲腸になったケースであるが、外科の
どくたーがせいしんか どくたーに「こんなに強い精神障害だとよく分から
ないから、お前毎日来いよ。」と言ったそうである。精神科のドクターは
み ま しょう まいにち い もうちょう せいしんしょうがい
見舞いと称して毎日行ったそうであるが、盲腸になったら精神障害の
しょうじょう き せいしんか
症状が消えてしまったらしい。こんなことがあるのだと精神科の
どくたー あんがい せいしん びょうき
ドクターも言っていたが、案外、精神の病気というのは、ひどいからど
うだとか、他の病気があると精神の症状が重くなるということではな
いのではないか。そういう現状に関しては、いろいろな本が出てきてい
る可能性があるので、その事実に関して詳しく調べていただきたいと
おも
思う。

うちじまふくかいちょう (内嶋副会長) おそらく和田委員のお話は、先ほど大羽委員から紹介のあ
ったケースにも似ていると思うが、精神科の疾患のある人が身体の病気
でせいしんかいがい か いま れい げ か せんせい
で精神科以外の科にかかったということで、今の例は外科の先生という
ことであつたが、せいしんしょうがい かんじゃ い や い りゆう しんさつ
精神障害のある患者はイヤだと言って、理由なく診察
をきよひ また せいしんか い し まいにち こ い
を拒否したり、又は精神科の医師に毎日来いと言ったりしたということ
であつた。そして、み い せいしんしょうがい ほう よ
見に行ってみたら、精神障害の方は良くなっていた。
よ いちじてき しょうしつ いがくてき わ
良くなったのか、一時的に消失したのか、医学的にはよく分からないが、
けーす せいしんか
ケースとしてはそのようなこともあるのだろう。ただし、それは、精神科

の医師が、専門的な事例の分析や具体例を集めるなどして、それがどう
いう現象であるのか、精神科の医師が分析していかないといけない。よ
って、それをこの場で行うことはできないが、和田委員の発言は示唆に
富んでいる点があり、精神科以外の先生は、精神科のことを何も知らな
い。だから、このようなことが起きる。医者こそが精神科を学んでほし
いという意味で示唆に富んでいるように思う。そこは、先ほどの
ガイドラインのところに記載してもよいと思う。専門家ほど他の専門家
の領域のことを知らないし、知ろうというよりも、むしろ色めがねで見
ることが多いのではないか。

(石渡会長) 精神障害に限らず、それぞれの障害のことを学んでほしいと
いうのが、各委員の思いであると思う。事務局からは何かあるか。
(事務局) 趣旨を盛り込むことはできると思う。次に「市内の事業者に取
り組んでほしいこと」があるので、どこまで具体的に記載するのかなど、
議論してもよいのではないか。

(大羽委員) 和田委員、内嶋副会長からあったお話については、非常に複雑
な問題があるように思う。というのは、例えば、妊娠された精神障害者
に関しては、その方に対する適切な施設を持たない病院に入院させて
はいけないという医療法の定めがある。そういう意味では、実は個人の
医師の判断だけでなく、制度上の問題も含まれている。この問題を提言の

なか か たいへんむずか めん き
中に書くとなると、大変難しい面があるような気がする。そのため、こ
ほか せいど かか もんだい しょうがいしゃさべつかいしょうほう つぎ もんだい
他の制度にも関わる問題は、障害者差別解消法の次の問題として、
こんご べつとと あ しょうさい けんとう ひつよう
今後、また別途取り上げて詳細に検討していく必要があるのではない
か。よい いけん ひてい もう わけ かんたん もんだい
か。良い意見を否定するようで申し訳ないが、簡単な問題ではないよう
おも はなし
に思い、話をさせていただいた。

いしわかいちよう わ だ いいん いけん いっぽんろん せいしんしょうがい
(石渡会長) おそらく和田委員の意見は、一般論としてもっと精神障害の
い し まな おも さんふじんか ばあい
ことを医師に学んでほしいということであると思うが、産婦人科の場合
である、せいしんほけんふくしほう かんれん ほか ほうりつ せいど かか
であると、精神保健福祉法の関連であろうか、他の法律の制度に関わる
ぶぶん けんとう ひつよう いけん ほか せいど
部分であり、いろいろな検討が必要であるとの意見であった。他の制度、
ほうりつ かん しょうがいしゃさべつかいしょうほう なか かいけつ
法律に関することは、障害者差別解消法の中だけでは解決できない
もんだい かくにん
問題があるということを確認しておきたい。

ならさきいいん ちてきしょうがい ひと びょういん う ざら おお じゅうど
(奈良崎委員) 知的障害の人の病院の受け皿がないことも多いし、重度の
おやご はな かあ がた びょういん さが ひっし
親御さんと話したときも、お母さん方が病院を探すのにまだ必死という
はなし き じょうほう ぼしょ おも
話を聞いた。情報という場所をつくってもよいかと思う。こういうこ
とがあるとか、皆さんが見て、自分たちに関係のあるものに対して、こ
こに詳しいことは連絡してくださいとか、もっと知りたい人に連絡先を
くわ れんらく
の載せるのもよいと思った。
おも

かんざきいいん はげん も てん つた
(神崎委員) 発言を漏らしていたことが2点あるのでお伝えしたい。

てん きょういく かん いぜん とくしゅきょういく よ
1点は教育に関してである。以前、特殊教育と呼ばれていたものが、
がっこうきょういくほう かいせい とくべつしえんきょういく よ かた か
学校教育法の改正によって、特別支援教育に呼び方が変わり、もちろ

なかみ か 特別支援教育をどう読むかについては、人によ
ってさまざまであると思う。ただ障害のある人の教育の名前が変わっ
たという考えの人もいると思うが、私はそうではなく、障害のある人
たち、子供たちの教育の場が、それまでの盲学校、ろう学校、養護学校
という隔離の中から一般の小学校、中学校へと場が広がった。そして、
場が広がることによって、それまで各障害ごとの特性などをご存知なか
った一般の小学校や中学校の先生方も、少なくとも障害のことについ
て知ろう、知った上で子供たちに接しよう。もし、それが足りないので
あれば、盲学校、ろう学校、養護学校に支援を求め、そこが持っている
ノウハウをもらいながら、一般の小・中学校の場で教育が進められる
ようにという、そういう広がりを持ったものだと私は読んでいた。それ
は、国連の障害者権利条約の中でも謳われていることと、意味合いと
しては同じではないかと考えている。これは私が以前から言っている
ことであるが、特別支援とは、どういうセンスで文部科学省は言ってい
るのかと思う。ある子供に対して、通常の小学校で行っている
サービスではその子供の成長を保障してあげることができないから、そ
の子に対しては特別な支援をするんだという発想が文部科学省の発想な
のだらうと思うが、それはサービスを提供する側にとっては特別な支援
かもしれないが、今回の障害者差別解消法で言えば、特別なことでは

なく、そのお子さん側からして見れば、合理的配慮の中、差別をされな
いという禁止規定の中でのサービスであって、全く特別な支援ではな
い。必要であり、なおかつ合理的なサービスであると思う。横浜市の場合
には、全国のトップを切ったいくつかの都道府県、政令市と一緒に、他の
多くの都道府県がまだ特別支援学校という名称を使おうかどうしよう
かと考えているときに、いち早く特別支援学校という名称に切り替え
たという経過がある。特別支援学校という名前があると、何か特別な支援
という印象になってしまうのではないかと、特別なことをしてあげている
という発想になってしまうのではないかと気がする。特別支援学校
という名称とか、特別支援教育という名前は、法律では確かにそのと
おりなのであるが、特別支援学校という名称を使っていない都道府県立
の学校、政令市の学校がある中で、特別支援学校という名称でなければ
ならないという規定があるわけではないので、特別支援という名称は何
とか取っ払ってもらわないと、いつまで経っても、障害のある人は特別
な支援を受けないと生きていられない人という印象を市民に与えてし
まうのではないかと思っている。

もう1点は、横浜市そのものが障害者を職員として採用すること。

そして、その障害のある職員が自らの能力を十分発揮して働くた
めには、どのような職場づくりをしなければいけないかということ。そ

あたるの辺りのことが丸々抜けているのではないかと思う。例えば、これまでの何年間かの横浜市の人件委員会が行っている障害者の採用を見ると、少なくとも知的障害の方に関しては、全く施策がとられていないと私は思っている。それから、これは結果論、結果差別であるが、視覚障害者はやはり入っていきにくい。身体障害者の採用というかたちにはなっているが、例えば、音声の入ったパソコンで受験したいと言っても、今、横浜市では受験することができない。その結果、視覚障害者を排除していることになる。そうすると、結果論としても排除してはいけないというのが障害者差別解消法の趣旨であろうと考えているが、結局、身体障害に限った場合であっても、視覚障害の方が市職員になれないという状況がある。市自らが職員採用をし、その職員にはしっかり働いていただかないといけない。一市民としてもそのように思う。障害があっても十分な仕事をしてもらわないといけないし、そのための環境を整えるということも必要である。その点が抜け落ちているように思う。

（石渡会長）特別支援の名称のこと、職員採用のこと。差別を考えるときに大切なことではあるが、他の法律との関係もあると思う。事務局からは何かあるか。

（事務局）ご意見として伺ったが、この検討部会は、障害者差別解消法

がスタートするのに向けて、市が行うべきことをご意見としてまとめて
いただくことが目的であり、検討部会の提言として、法律を超えた部分を
何らかのかたちで提言に含めて書くのか、それとも法律の範囲外のものは
提言には載せないのかの議論であると思う。教育のことはまさしく他の
法律の制度のことであり、また、市の職員の雇用のことは、障害者
差別解消法ではなく、公務員の取扱いのことはあるが、基本的には
障害者雇用促進法に法律上委ねられている。よって、同じく、法律の
範囲外のところをどうするのかの議論である。

提言の案の14ページに「制度に関する意見」があるが、今のところ、検討
部会で議論した精神障害者の付き添い者の運賃割引制度のことで、検討
部会で意見があり、情報の保障に深く関わるものを書いている。先ほど
のお話はそれらよりも障害者差別解消法から遠いところのものによ
うに思う。その他として書くことも考えられるが、どう整理するのか難
しいところかと思う。

(松島委員) 教育の問題は重要であるが、この検討部会においては、ほと
んど議論をしていない。これまでの9回の議論を踏まえて提言を出すこ
とになると思うが、おそらく2年ぐらいしたら、いろいろな問題が出て
くると思う。そのときに今回の提言とも比べて改めてじっくりと議論し
たらと思う。十分に議論をしていないのにこのまま載せるのはあまりに
も中途半端になってしまうように思う。

すずきいん こべつ (鈴木委員) 個別のものをどこまで提言に載せるのかは、なかなか悩ましいところだと思ふ。確かに議論が不十分なところもあるかなと思ふ一方で、ご意見を伺うと正直迷うが、私は提言の案の中に、是非、「障害者権利条約及び障害者基本法の趣旨に則って」ということを文言として入れておくべきだと思ふ。というのは、ご意見のあったさまざまな個別の案件というのは、それが差別になるのかどうか、他法で対応するのかどうかはともかくとして、いずれにしても、障害者差別解消法の元々の原点のところは障害者権利条約であり、障害者基本法であるので、そのところに則っていない私たちの社会の中にあるひずみが今委員がおっしゃったことであると思ふ。そういう意味では、制度に関する意見のところで、個別のことが書きにくいのであれば、障害者権利条約及び障害者基本法の趣旨に則ったかたちで合理的配慮なり、共生社会がベースにあるということを強調しておかないといけないと思ふ。この検討部会は、障害者差別解消法についてということであるが、その手前のところを大事にしていくというのが、各委員の意見を聞いていて感じるところである。

うちしまふくかいちょう わたし ほうりつか (内嶋副会長) 私は法律家であるが、条約は好きではないし、決められるのは大嫌い。皆さんの意見を伺っていて、共通しているのは、鈴木委員も言われたが「共生」、共に生きる、同じ人間だということ。条約の魂は同じ人間で、共に生きて、みんなで良い意味で助け合おう。それは

しょうがいしゃ たす あ われわれ きょうせい しゃかい
障害者であってもなくても助け合うということが我々の共生する社会
こんぽん かんが かた さき きょういく はなし
の根本にある考え方である。それが先ほどの教育の話であったり、
こよう はなし おも いじょう こべつ はなし
雇用の話であったりであると思う。おそらくこれ以上、個別の話をし
ても、どんどん論点が散ってしまい、何を議論しているのか分からなく
なってしまう。ここまでやってきたのは、みんな同じなんだ、同じ場で生
きて、違いはあっても人として同じだということ。その部分を市民の方々
ちが ひと おな ぶぶん しみん かたがた
に必ず分かっていたで、市にも分かっていたで、それを工夫して
かなら わ しまい いん はつげん
文章化して提言に載せていく。そして、松島委員が発言されたように、
これで終わらせることなく、具体的な議論をしていく。次につなげてい
お ぐたいてき ぎろん つぎ
きましょうということ締めるということがよいのではないか。それが、
いま けんとうぶかい けつろん いちばんよ おも
今の検討部会の結論としては一番良いおさまりではないかと思う。

はまさきいん わたし こども ころ ふつうがっこう い ようごがっこう い がっこう
(浜崎委員) 私は子供の頃、普通学校に行くのか、養護学校に行くのか、学校
も たんにん せんせい つよいすす と
としても揉めたようであるが、担任の先生の強い勧めで止まることにな
いま おも わたし きぎょう だんかい しよくぎょうくねんじょ い
った。今になって思うが、私が企業への段階で、ある職業訓練所に行
ったときに、それぞれ特徴があり、物事を何でも知っているということ
わたし ふつうがっこう ようごがっこう ようごがっこう びょうき
では私たち普通学校ということになるし、養護学校は養護学校で病気を
なお じぶん まも
治しながらということもあり、自分たちは守られているということもあ
せいかく ゆる ひと おお いんしょう ようごがっこう
って性格が緩やかな人が多いような印象であった。ある養護学校を
そつぎょう かた かた ようごがっこう い ひじょう よ
卒業した方であるが、その方は養護学校に行ったおかげで、非常に読み

書きができるようになった。それぞれどちらがよいのかというのはある
ので、2年後になるのかもしれないが、(特別支援学校のことは)次の機会
に任せた方がよいと思う。

(石渡会長) 提言では、先ほどの雇用や教育には触れずに、障害者権利
条約や障害者基本法にある共生する社会のことなどに触れておくと
いうまとめでよいか。神崎委員もそのようなまとめでよろしいか。

(了承)

(石渡会長) それでは、ここで休憩としたい。

(10分間休憩)

(石渡会長) 会議を再開したい。続いて13ページから14ページ、「市内の事
業者に取り組んでほしいこと」に移りたい。事務局から補足説明をお願い
したい。

(事務局) (主な記載内容を説明)

(石渡会長) それでは、意見のある方はお願いしたい。

(神崎委員) 病院、学校以外に自分が体験したことで言うと、選択の余地が
ないということではないが、金融機関についても、生活に密着しており、
これについても行政機関並みにということが必要であると感じた。私
が金融機関に行くと、字が書けないということが一番問題になるが、自分
のお金だったりするのになんかおもしろい。最近、銀行は本人を証明する

ものがあれば代筆でもやってくれるところが大分増えた。おそらく金融庁が指導しているのかと思うが、顔写真の付いたものでどこまで身分証明書の効力があるかは別にして、身体障害者手帳を持って行けば、それを身分証明として本人確認をしてくれる。しかし、同じ金融機関でも、証券会社とか生命保険会社では身体障害者手帳で手続きができないところもあり、家族の人と来てくださいと普通に言われる。家族に代理をさせたくないという人もいると思う。そのときに、家族の人に書いてもらってくださいとか、家族の人と一緒に来てくださいと言うことが、どんなにその人を傷つけているのかということ、そのこと自体に相手方は気づいていないということをつよかんきんゆうきかんえら生活に密着した事業者ではないかと思う。提言に追加することはできないかと思い、発言をした。

(内嶋副会長) 金融機関に関しては、やはり取引の安全ということを上級庁から厳しく言われている。その余波で、おそらく必要以上に本人確認ということに時間をかけたり、必要でない確認をしている可能性もあるかもしれないが、それでは緩めてよいのかというと、万が一、なりすましなどの事故が起きた場合は、金融機関に責任も生じてくる。その兼ね合いもあるので難しい面がある。先ほど大羽委員から他の法律、制度との兼ね合いがあるので軽々に論じることはできないと、別の

制度のことで話があったが、実は金融機関に関しても同じことが言える部分がある。私どもも後見人の仕事をしていると、そこまでやらなくてもよいのではないかということもあるが、大事に大事にやるというのが彼らの考え方で、それを仕事としている。バランスの取り方が一般の事業者とは異なるということは理解しておく必要がある。学校や病院と同じに論じてよいのか疑問があるのと、仮に金融機関を挙げれば公共交通機関なども全部入ってくると思う。日常的に接している機関が入ってきてしまうので、ここはどこかで線を引かなければならないと考える。一つの提案であるが、先ほど大羽委員からガイドラインの話があった。ガイドラインを出している分野は割と限られており、一つは医療機関、もう一つは施設関係。そのほかに衛生事業者もあるが、レストランなどは一般の事業者の仲間と考えられるので、あえて加えるとすれば、施設を加えておくという整理もあるのではないかと。

(事務局) 「市内の事業者に取り組んでほしいこと」のところについて、ガイドラインのことを記載し、その例として病院、学校、生活に密着した何々などを書くことでよろしければ、そのように記載することはできると思う。

(石渡会長) 事業者向けのガイドラインのことを書いて、金融機関、交通事業者等を挙げて、市内の事業者に注意を喚起するということがよいか。

(松島委員) 一言だけ伝えておきたい。金融機関のことなどは分かったが、やはりどうしても、本人確認ができたとしても、障害者は本人が来ているのに、親と一緒に来いとか、人格を否定するような言葉を言われると、正直傷つく。その点だけは一言でよいので提言の中に書いて、事業者に知ってほしい。

(石渡会長) 書き方を工夫して提言に盛り込むこととしたい。

(内嶋副会長) 9ページに、市の職員に向けた合理的配慮に関する例が出ている。「本人が意思表示できるにも関わらず、本人のことについて家族や介助者とのみ話をする。」は、松島委員や神崎委員の発言に通じる。せっかくこのような記載があるので、義務と書いてしまうと問題が出てくるが、民間の事業者もこれに倣ってください、市職員が配慮することと同じようなことを行うようご配慮いただきたいと、少しトーンを落とした表現で記載することでどうか。市職員のみで民間事業者はやらなくてよいと受け取られるのは適当でないので、そのように記載したらよいと思う。民間事業者においても、従業員の教育であるとか、研修を含めて取り組んだらいかがでしょうかと書くことでよいと思う。

(石渡会長) 続いて14ページ、「市民の皆さんにお願いしたいこと」に移りたい。事務局から補足説明をお願いしたい。

(事務局) (主な記載内容を説明)

いしわたかいちょう (石渡会長) それでは、いけん ねが 意見のある方はお願いしたい。

わだ いいん ねが (和田委員) お願いしたいことのれい かわ 例で「哀れんだり、特別視しないでくださ

い」とあるが、いぜん わたし こうえんかい こうえん あと いちばんまえ すわ 以前、私が講演会で講演をした後に、一番前に座ってい

たおじいさんに「あなたはしょうがいしゃ わり しあわ み 障害者の割に幸せそうに見えますね」といわ

れ、「しょうがいしゃ しあわ わる おも 障害者が幸せで悪いか」と思った。しかし、にっこり笑って「は

い、しあわ こた ほか ひと わだ えがお わす 幸せです」と答え、他の人から、「和田さんの笑顔が忘れられない」

と言われたことがある。わたし こうえん しょうがい ふこう 私は講演でも「障害は不幸ではありません」、

「ふべん ふじゆう ではあるが、ふこう い 不便と不自由ではあるが、不幸ではない」と言っている。

また、こじんてき ひ こ 個人的なことであるが、引っ越しをしてもそのままのがっこう がっこう 学区の学校

にこども かよ ねが い さい せんせい ぐあい わる かあ に子供を通わせてもらおうとお願いに行った際、先生に「具合の悪いお母

さまをまるでえすこーと えすこーと えすこーと するがごとく、けなげ かわいそう い 健気で可哀想で」と言われた。

「びょうじゃく かあ わたし びょうじゃく かあ 「病弱なお母さんっていますよね」、「でも、私が病弱なお母さんと

ちが とうごうしつちようしょう なまえ つ 違うところは統合失調症という名前が付いているところですよ」とい

ったが、わたし とうごうしつちようしょう えすこーと ったが、私には「統合失調症だもの、エスコートくらいされるよね」

とそのようにき 聞きこえた。かなりごかい ひと おお ていげん あん の 誤解している人も多いと思う。(提言の案の

きさい しゅうせい もと 記載の修正を求めるものではない。)

いしわたかいちょう つづ ページ ページ (石渡会長) 続いて14ページから15ページ、「制度に関する意見」に移りた

い。じむきょく ほそくせつめい おねが 事務局から補足説明をお願いしたい。

じむきょく ぜんかい しゅ しゅうせいなど せつめい (事務局) (前回からの主な修正点等を説明)

いしわたかいちょう (石渡会長) それでは、意見のある方はお願いしたい。

ならさきいいん (奈良崎委員) この提言の原稿の量はこれ以上増えるのか。皆さんが提言に

足してくださいと言うことで原稿の量が増えるが、たくさんの字を読む

のが苦手な人もいます。それから、いろいろな言葉が今日も出てきている。

言葉の説明は各委員が補足を書いてくれるのかもしれないが、分からない

言葉が60個くらいある。これが倍くらいに増えたとしたら大変である

と思う。

いしわたかいちょう (石渡会長) 少し書き加える部分はあると思うが、各委員が整理もしてくれ

ているので、それほど多くはならないと思う。

すずきいいん (鈴木委員) どこに加えたらよいか分からないが、市の取組や職員対応要領

を検証する仕組みを持ってほしいということを書き加えてほしい。一度

作ったら終わりということでなく、差別解消の取組はずっと続いていく

ものであり、例えば、職員対応要領も見直しをしていかないと時代遅れ

なものになってしまう。検証をして見直しのできる仕組みとすべきこと

をどこかに追加していただきたい。

いしわたかいちょう (石渡会長) 続いて16ページから20ページ、「検討部会委員から全ての市民

に伝えたいこと」に移りたい。事務局から補足説明をお願いしたい。

じむきょく (事務局) (記載内容等を説明)

いしわたかいちょう (石渡会長) それでは、何か意見等のある方はお願いしたい。

すやまいいん ないよう しゅうせい ごじつあらた ていしゅつ
(須山委員) 内容を修正したいので、後日改めて提出したい。

はまさきいん おも くるま しよう たちば きさい くるま
(浜崎委員) 主に車いすを使用している立場から記載をしたので、「車いす」
と分かるように記載をお願いしたい。

いしわたかいちょう つづ かんまつりょう じむきょく ほそくせつめい ねが
(石渡会長) 続いて巻末資料について、事務局から補足説明をお願いしたい。

じむきょく きさいないようとう せつめい
(事務局) (記載内容等を説明)

いしわたかいちょう なに いけんとう かた じむきょく ねが
(石渡会長) それでは、何か意見等のある方は事務局までお願いしたい。

いしわたかいちょう つづ し ていげん ないよう かくてい あ そうだんたいせい
(石渡会長) 続いて、「市への提言」の内容を確定するに当たり、相談体制の
ことと、条例のことを議論しておきたい。まず資料3の①「相談及び紛争
の防止等のための体制の整備に関する事」について事務局から説明を
してもらい、説明後に意見のある方はお願いをしたい。

じむきょく しりょう せつめい
(事務局) (資料3の①について説明)

いしわたかいちょう いけん かた ねが
(石渡会長) それでは、意見のある方はお願いしたい。

すずきいん さき けんしょう し く とりくみ い
(鈴木委員) 先ほどの検証の仕組みについては、この取組⑥のところに入れ
てもよいと思うし、あるいはそれ以前の全体のどこかに入れるというこ
ともあると思う。また、障害者差別解消の取組を考えていく役割を
障害者差別解消支援地域協議会に置くことも考えられると思うので、
そこは市に委ねたいと思う。

しみずいん そうだん かいけつ し く ほなし
(清水委員) 相談の解決までの仕組みづくりということでお話をしたい。

相談については、個人による差別なども受けていく必要があるが、中には紛争になってしまうこともあると思う。しかし、紛争にしないことが大事であると考えている。何回か前の検討部会で、対決型でない解決の仕組みづくりという話をしたが、実際のところ、声高に差別だと言うことはあまり得策ではなく、言われた方も何をという気になってしまったり、差別がいつまでも続くということになってしまったり。したがって、相談機関の後ろには、あっせんの機関が必要である。誤解があればそれを解いていくし、知るべきことは知ってもらおう。名前は地域協議会でも調整委員会でもよいが、相談、あっせん、解決という一連の流れを制度としてつくろうというのが条例であると考えている。

(中瀬委員) 解決のための一つとして地域協議会があると思うが、この記載のみでは何をやる協議会なのか、どういう位置付けのものであるのかわからないので、地域協議会の説明が必要であると思う。

それから、「解決を目指すための仕組みを市独自に構築することを検討してください」とあるが、もう少し具体的に示した方がよいのではないかなと思う。例えば、そのための障害者差別解消支援地域協議会であるとか、総合的に相談を受ける窓口であるとか、具体的に書くこともよいのではないかな。

(神崎委員) 相談の手段として、ファックス、Eメールとあるが、インテーク

のことを書くとすれば、点字の手紙でもよいとか、書こうとするという

いろいろあるのではないかと。どこまで書いたらよいのか。

(奈良崎委員) 連絡のことであるが、役所から郵便で来るものでルビがなく
て読みにくいものもある。もう少しルビがあってもよいと思う。

さいきん そうだん なん おも なかまどうし あ そうだん
最近、相談って何だろうと思う。仲間同士で会うと、相談したいとい
う話も聞くが、相談とは何か、言葉と中身が分からない本人も多いと思
う。アドバイスがあればお願いしたいと思う。

いしわたかいちょう そうだん ことば ひとくく あいまい
(石渡会長) 相談という言葉で一括りにしてしまったり、曖昧にしている
部分もあると思う。その辺りは考えていきたい。

うちじまふくかいちょう ページ こみゆにけーしょん かん し
(内嶋副会長) 9 ページのコミュニケーションに関することとして、市
職員向けのものが載っているが、相談の受付の配慮はまさにこれに該当
する。ファックス、電子メール等とした上で、9 ページに書かれたよう
なコミュニケーションに関する配慮、窓口の職員がコミュニケーション
をとるという形の部分も大事であるが、内容も丁寧に聴くということ
をよんでくださいと記載することでよいのではないかと。

やましいいん ていげん も こ じぶん おも
(山下委員) 提言に盛り込んでほしいというよりも、自分の思いになるが、
とりくみ とりくみ かか さき で はなし ふんそう
取組⑤と取組⑥に関わることと、先ほどから出ている話について、紛争
ぼうし たいせい せいび ちか じょうれい せいいてい ことば
防止のための体制の整備に近いかもしれないが、条例の制定という言葉
に引っかかっている。条例の制定を否定するつもりは全くなく、そう
いうものがあって、配慮があればよいと思うし、嫌な思いをしたくない

とも思うが、市民に伝えたいことのコメントにも書いているが、今回の
障害者差別解消法によって、より障害者と健常者との間で心の隔
たりができてしまうのではないかと心配している。将来的なことを考
えたときに、紛争防止のために条例制定もよいとは思いますが、そういった
こと以上に大切なことがあるように思っている。今日も特別支援学校と
いう単語が出たり、その中で皆さんから特別扱いされたいわけではない
という意見があったと思うが、法律や条例というものは、やはり守らな
ければいけないということが強くなりがちで、むしろ特別なものとして
意識してしまう。難しい単語が並んでいて、すごく浸透しにくいように
思う。今回の障害者差別解消法とか条例をつくることで、上手くすぐ
に伝わるのだろうかと思ったりする。そういった意味では、教育や雇用
の問題も出てきて、それは別ということになったが、健常児、健常者と
障害児、障害者が一緒に学べる場があればいいなと強く思う。教育
問題、雇用問題と言ってしまうと別になるが、条例とかの前に、障害を
抜きにしてそういった人たちが交流できる、自然に学べる環境や機会
を何らかのかたちで増やし、コミュニケーションをとることで、大人も
子供も、教育のことに限らず、自然と個人個人が考えることになると思
う。健常か障害かではなく、人間同士の歩み寄り、助け合い、共生。
特別なことではない、自分のことかもしれないと思ったり、行動したり

できる、そういった場を横浜市独自につくってほしい。啓発についても、

講演会とかシンポジウムと言うと敷居が高く感じる。自然と同じ目線で

関わられるものを市独自につくってほしいと思う。条例は他の都市でも

行っているが、もっとフランクに交流できるようなものを横浜市で考

えてくれたらと思う。それが相互理解につながって、紛争防止にもつな

がるのではないか。

(石渡会長) 提言のコメントを含めて山下委員の思いがよく伝わったと思

う。本来、市が目指していくべき姿であるように思う。今後、市が具体化

していくのを私たちも見守っていかないといけないし、そのような役割

を障害者差別解消支援地域協議会が果たしていくことになるかもしれ

ない。委員の皆さんもしっかりと受け止めていただいたと思う。

(石渡会長) それでは、すでに話も出ているが、②の条例のことに進みた

い。

事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) (資料3の②について説明)

(石渡会長) 意見のある方はお願いしたい。

(神崎委員) 是非、条例化をお願いしたいと思っている。この検討部会でも、

何人かの方が、条例ができたからといってどうなるのかという気持ちを

述べられていたが、私もその気持ちがないわけではない。条例ができ

れば、それで市民の意識がガラッと変わるとか、そのようなことは無理で

あろうと思っ^{おも}ている。ただし、誤解^{ごかい}を招^{まね}いたら申し訳^{もう}ないが、この検討^{けんとう}

部会^{ぶかい}も障^{しょう}害^{がい}者^{しや}施^し策^{さく}推^{すい}進^{しん}協^{きょう}議^ぎ会^{かい}の中^{なか}で動^{うご}いている。とい^{よこ}うこ^はは、横^{よこ}浜^は市^し

の中^{なか}では健^{けん}康^{こう}福^{ふく}祉^し局^{きょく}の仕^し切^きり^{うご}で動^{うご}いている。だ^{わた}け^しど、私^わの生^{せい}活^{かつ}は障^{しょう}害^{がい}

福^{ふく}祉^し、健^{けん}康^{こう}福^{ふく}祉^し局^{きょく}の行^{ぎょう}政^{せい}範^{はん}圍^いで生^{せい}きて^いるの^はな^い。市^しバ^スに^も乗^のる

し、家^{いえ}を^た建^{けん}て^ると^きに^は建^{けん}築^{ちく}確^{かく}認^{にん}の^{てつづ}手^づ続^きも^しな^けれ^ばい^けな^い。市^しの^{すべ}全^て

の^{ぎょう}行^{せい}政^{かい}に^か関^かわ^って^く暮^もら^して^いる^のだ^と思^{おも}う。条^{じょう}例^{れい}とい^うの^は市^しが^{せい}制^{てい}

する^もの^であ^るの^で、1^ぶ部^ぶ局^{きょく}が^{ぜん}全^し市^{たい}に^{たい}対^{ねが}して^{ぶん}お^ん願^だい^し文^{ぶん}書^{しょ}を^だ出^だす^とか^の

意^い味^み合^あい^では^なく、効^{こう}力^{りき}の^{てん}点^{てん}で^{ぜん}全^{ぜん}然^{ちん}違^{ちが}っ^てく^るの^はな^いか^と思^{おも}う。

制^{せい}定^{てい}する^{たい}大^{たい}変^{へん}さ^はあ^るが、健^{けん}康^{こう}福^{ふく}祉^し局^{きょく}の^し施^し策^{さく}の中^{なか}で^い生^{せい}きて^いる^ので

は^ない^ので、そ^うい^う意^い味^みか^らす^と、条^{じょう}例^{れい}が^{せい}制^{てい}定^{てい}さ^れる^{とい}う^こは、

相^{そう}談^{だん}の^{はなし}話^{はなし}も^あっ^たが、そ^れを^こ超^こえ^て条^{じょう}例^{れい}の^も持^いつ^い意^み味^あ合^あい^{とい}う^のは

大^{だい}事^じで^ない^かと^思っ^てい^る。お^おそ^らく^よ横^こ浜^は市^しで^よ予^よ算^{ざん}を^{つか}使^{つか}う^にし^ても、

ど^どこ^かの^ぶ部^ぶ局^{きょく}か^ら予^よ算^{ざん}要^{よう}求^{きゅう}す^るこ^とに^なる^{とい}う^ので、健^{けん}康^{こう}福^{ふく}祉^し局^{きょく}で^と

い^うこ^とに^なる^のか^もし^れな^いが、条^{じょう}例^{れい}が^たで^きれ^ば、他^たの^ぶ部^ぶ局^{きょく}か^ら条^{じょう}例^{れい}

に^{もと}基^きづ^いて^さ差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}に^こう^いう^お金^{かね}が^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}だ^{とい}う^こも^いい^やす^く

な^るの^はな^いか。自^し然^{ぜん}の^ば場^ばで^{こう}交^{こう}流^{りゅう}が^でき^るこ^とも^{だい}大^{だい}事^じな^こと^であ^る

が、横^{よこ}浜^は市^しの^{ぎょう}行^{せい}政^{せい}と^{して}バ^ばック^くボ^ぼーン^んに^なる^よう^な理^り屈^{くつ}、根^{こん}拠^{きょ}に^もな^り

え^る条^{じょう}例^{れい}とい^うの^が必^{ひつ}要^{よう}で、条^{じょう}例^{れい}は^し市^し民^{みん}を^し縛^{しば}る^ので^なく、^さ差^さ別^{べつ}

解^{かい}消^{しょう}の^{ぎょう}行^{せい}政^{せい}を^しや^すく^する^{とい}う^こも^ある^ので^ない^か。私^わの^い意^い見^{けん}

は先ほどの相談のことに限定せずに、もっと広い意味で言っている気が
自分でもするが、一朝一夕で市民の意識が変わるということを期待する
ものではないが、横浜市の差別解消の行政が、健康福祉局はもとより
全市的に取り組んでいくために、やはり条例が必要であろうと考えて
いる。

(石渡会長) それでは、神崎委員の意見なども含めて整理をするということ
でよろしいか。

提言の案について、一通り確認をしてきたが、他に意見等はあるか。

(大羽委員) 文言の修正漏れがあると思われる。

(事務局) 確定までの間に、全体を通して誤りがないか確認をしたい。

3 その他 (連絡事項等)

(石渡会長) 今後の進め方について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 本日の議論を基に提言の案を修正し、最終案として各委員に送

付させていただく。予定としては、修正すべき点があれば10月16日まで

に事務局までご連絡をいただくこととしたい。また、提言の中の各委員の

コメントの修正、追加、それから、巻末の名簿の修正があれば、同様に

10月16日までにご連絡をいただきたい。その後、会長、副会長にご

確認いただき、確定としたい。なお、障害者施策推進協議会の本体の

会議が11月5日の開催予定であるので、そこで提言について報告した上

で、正式に市へ提言を渡すということを想定している。

(石渡会長) 各委員から質問等はあるか。

(前沢委員) 事務局に確認をしたい。提言については、市民の方にはどのよう
に目に触れるようになるのか。

(事務局) 市への提言後、市のホームページへの掲載、記者発表を考
えている。

(前沢委員) 市ホームページもどれだけの人が見るのか分からない。大きな
法律のことであるので、より多くの方に関心を持っていただくためにも、
他の団体を通して、このような取組を行っていますということをお知ら
せし、そこから普及啓発につなげていくことも大切であると思う。

事例の結果は既にまとめていただき、この提言においてもコンパクトに
まとまっているので、できれば経過報告的に皆さんの目につくようにでき
たらよいと思う。これから市が検討していくと思うので、経過の周知をど
こまで行ったらよいのかは分からないが、決まるまでの経過は大切であ
り、それも含めての普及啓発であると思う。事業者だけにはとか、多く
の人の目につくように置くとか、検討していただきたい。

(石渡会長) 以前に、永田委員から障害のある人への啓発として双六や
カルタという話があったが、双六の紹介があるということなのでお願
いをしたい。

(井上委員) 奈良崎さん、永田さん、事務局の嶋田さんと作ってみた。楽し

おぼく覚えてもらえたらと思うが、どうでしょうか。

(奈良崎委員) 私たちのような知的障害の人が、ゲーム感覚で何かできることはないかと3人で考えた。その結果、絵本、カードも考えたが、みんながゲーム感覚でお正月などに使えるイメージのものとして双六とした。双六の中では、悪い例で、こういうこういうことが嫌だということをやめた。そこは時間がかかったが、良い、悪いというものをだし、それを○と×にした。「×、悪いときは1回休もう」、「○は進んでみよう」というやり方である。もう少しやり方は時間をかけて改善した方がよいかもしれないが、そのような感じである。双六の中身は、多くの事例の中から、ベスト10!という感覚で選んだ。障害のある人が共通で使えるものがよいと思ったので、学校、病院、役所など、交通、家族、公共施設、スポーツセンターなど、生活の場として、言葉をやさしくして作った。まだ作業をしているところであるが、私が書いた絵も含めて分かりにくいところがあれば言っていればと思う。

(事務局) 7月から、主に軽度の知的障害のある人たちに、こういった事例を理解していただきたい。と言ってもなかなか難しい。どうしたら理解していただけるのか、話し合っ決めてきたものである。事例についても、3人に読んでいただいて10個を選んだ。ご覧いただければと思う。

(石渡会長) 奈良崎委員、井上委員、そして本日は欠席ですが永田委員、ありがとうございます。

	<p>いしわたかいちょう (石渡会長) それでは、本日が最終回になるので、最後に各委員から一言ずつお願いをしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かくいいん 各委員あいさつ ・うちまふくかいちょう 内嶋副会長あいさつ ・いしわたかいちょう 石渡会長あいさつ <p>じむきょく (事務局) さいとうしょうがいふくしゅぶちょう 齋藤障害福祉部長あいさつ</p> <p>へいかい 閉会</p>
<p>しりょう 資料</p> <p>とっきじこう 特記事項</p>	<p>しりょう 資料1 し 市への提言に関する各委員からの意見</p> <p>しりょう 資料2 し 「市への提言」の案</p> <p>しりょう 資料3 し 「市への提言」の内容で確認しておくこと</p> <p>さんこうしりょう 参考資料 おおばいいんていきょうしりょう 大羽委員提供資料 (しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法) に基づく (いりょうぎょうしゃむ 医療事業者向け) の たいおうしん 対応指針 (あん 案) に関するご意見の募集(ごいけん ぼしゅう) について)</p>